

# 園田地域の皆さんへ



## 1.17 は忘れない地域防災訓練のお誘い

阪神・淡路大震災の経験から17年が過ぎました。

また、昨年の3月11日に発生した東日本大震災は、地震の被害だけでなく、大津波により街全体が流されるといった甚大な被害をもたらしました。

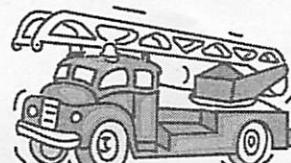
今年度も、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、地震や津波など将来の災害への備えの充実を図ることを目的として、「ひょうご安全の日」である1月17日に、地域等における自主防災組織、社会福祉協議会などの地域住民と学校が連携した防災訓練を実施します。

今回は、訓練会場での訓練とは別に、携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール等を利用した「ひとり一人がはじメール尼崎市一斉防災訓練」も同時に実施します。

ぜひ、いずれかの訓練にご参加いただきますようお願いします。

### 訓練概要

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 1 日 時  | 平成25年1月17日（木）午後1時30分～午後3時（小雨決行） |
| 2 訓練会場 | 園和小学校〔今年度の地区会場〕                 |
| 3 主 催  | 尼崎市、尼崎市教育委員会                    |
| 4 訓練内容 | 避難訓練、救助・救出・応急手当訓練など             |
| 5 訓練想定 |                                 |



平成25年1月17日午後1時20分、紀伊半島沖の海底を震源とするマグニチュード9.0の海溝型地震が発生した。このため本市においては震度6弱の地震にみまわれ、大津波警報が発令され、地震発生後約110分で津波の第1波が尼崎港へ来襲する見込み。津波高は5mに達する予測であり、市域全体に浸水の恐れがある。

～～お近くの訓練会場へ、ご近所お誘いの上、ぜひご参加ください～～

#### <津波等一時避難場所について>

尼崎市では、この震災被害を踏まえて、津波対策を推進しているところです。その一つとして、「津波等一時避難場所の確保」を実施しており、現在までに245ヶ所を避難場所として指定してきました。（園田地区の津波等一時避難場所を右に記載しています。）



# 園田地区の津波等一時避難場所

(平成 24 年 12 月 1 日現在)

施設名	収容人数	所在地
西菱電機株式会社猪名寺事業所	120	猪名寺1-35-15
県営 尼崎猪名寺高層住宅	700	猪名寺3-2-20
ファミーユⅡ	160	猪名寺2-2-10
第5キャスル塚口	30	上坂部2-2-3
市営 上坂部住宅	330	上坂部2-21-1
市営 口田中東住宅(1~3号棟)	60	口田中1-14
市営 口田中西住宅(1~2号棟)	510	口田中1-21、23
市営 上食満魚取第1住宅	780	食満1-3
市営 上食満魚取第2住宅	60	食満2-8-1
園田第2ダイヤハイツ	210	食満2-11-22
市営 上食満住宅(3号棟)	130	食満5-5-3
県営 尼崎食満高層住宅	320	食満7-9-1
サンロイヤル南園田	230	小中島3-3-9
県営 尼崎小中島住宅	400	小中島3-12-1
ラ・フォーレ北園田	260	田能3-5-15
市営 戸ノ内改良住宅(2号棟)	30	戸ノ内町6-3-2
市営 戸ノ内浜西改良住宅(1~9号棟)	900	戸ノ内町5-2、3、4
市営 戸ノ内浜東改良住宅(1~3号棟)	920	戸ノ内町4-3-1、4-4-1、5-3-5
市営 若王寺住宅	150	若王寺2-2
市営 園和北住宅	50	東園田町3-74
県営 尼崎園田北住宅(1~2号棟)	50	東園田町4-155
市営 東園和住宅	880	東園田町7-1
北部浄化センター（管理棟及び汚泥処理棟）	1,900	東園田町7-82
サンロイヤル東園田	300	東園田町8-6-1
市営 東園田町8丁目改良住宅	1090	東園田町8-45-42
コートハウス	80	東園田町9-4-1
県営 尼崎園田南住宅(1~2号棟)	160	東園田町9-38
山甲ハイツ	20	東園田町9-39-8
ケーフィル塚口(北棟・南棟)	400	東塚口町1-1-1
サンロイヤル北園田ブランシュール	540	御園1-20-1
県営 尼崎御園住宅(1~3号棟)	350	御園3-7
サンマンション塚口5	200	御園3-17-1
とんがりぼうし	20	南塚口町1-1-17
第8キャスル塚口	10	南塚口町1-3-6
ル・デボ	70	南塚口町2-15-18
第6キャスル塚口	10	南塚口町2-15-28
ピノカーサ塚口	110	南塚口町2-22-8
ラ・コピ工南塚口	220	南塚口町3-8-18
北消防署塚口出張所	270	南塚口町3-10-15
市民健康開発センターハイテイ21(3階部分)	50	南塚口町4-4-8
園田 計 公共施設 22件 民間施設 18件	13,080	

## <訓練会場に行けない人はこちら>



### 「ひとり一人がはじメール尼崎市一斉防災訓練」の実施について

被災時に伝達される緊急情報は、うまく活用して初めて生きてくるものです。

この訓練は、災害発生時の初期行動について、災害発生時の情報をもとに、普段から考えていただく「きっかけ」として実施するものです。

訓練開始の合図として、ひょうご防災ネット、携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メールを使用し、訓練開始のメールを送信します。

平成25年1月17日午後1時20分にメールを配信します。

もし、地震が発生したら、大きな揺れが来るまでに、何ができるか考えてもらう訓練とします。また、身近な人々とイザという時に何をすべきで、どんな準備が必要か、避難はどこにすればよいのかなど、事前に話し合う「きっかけ」作りにしてください。

また、家庭・地域・職場で、避難訓練等の自主訓練の計画等がある場合は、引き続き実施してください。

#### 訓 練 概 要

- |        |  |
|--------|--|
| 1 日時   | 平成25年1月17日（木）午後1時20分ごろ   |
| 2 場所   | 市内全域   |
| 3 訓練内容 | メールで一斉に地震発生情報を受け、自分の身の安全を守ることや、その後、どう行動するかなどを考えてください。<br>メールを受信して、身を守る、避難するなどの具体的な行動について、「ひとり一人がはじめよう」という訓練です。 |
| 4 問い合せ | 尼崎市総務局防災安全部防災対策課 電話：6489-6165  |

#### エリアメール（NTTドコモ）／緊急速報メール（au、ソフトバンク）について

エリアメール／緊急速報メールは、携帯電話会社が提供している防災情報の無料の配信サービスで、携帯電話会社によって名称が異なります。各携帯電話会社と尼崎市との間で配信サービスの契約をしており、災害や避難の情報を尼崎市から市内にあるエリアメール／緊急速報メール対応の携帯電話端末に直接配信するものです。機種によって設定をしていただく必要がありますので、対応機種については各携帯電話会社ホームページでご確認ください。

エリアメール／緊急速報メールを受信した端末は、通話中か電源オフでない限り、マナーモードに置いていても強制的に鳴動します。授業中や会議中、式典中、映画館、図書館など、携帯電話が鳴ってはいけない場合はあらかじめ電源を切っておいてください。

エリアメール／緊急速報メールを受信するときの通信料は無料です。尼崎市内を対象に配信しますが、他市との境界付近にある端末は、尼崎市外でも鳴動することがあります。

また、自動車運転中の場合は緊急速報メール・エリアメールがなっても運転に専念していただき危険ですので携帯電話の操作は絶対にしないでください。

## <何をすればよいのか>

無理のない範囲で、できることから実行してください。

### 1 訓練の例

- ・揺れが収まるまで机の下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- ・揺れが収まった後、実際に付近の避難場所まで歩いて行ってみる。(近隣の学校で実施している訓練に参加する。)
- ・揺れが収まった後、実際に付近の津波等一時避難場所まで歩いて行ってみる。
- ・わが家の危険箇所の点検を行い、非常持出品の準備・点検をする。
- ・家庭内において、「このメールが本当の災害だったら・・・」との想定のもと、その時「何をすべきか」を考え、話し合う。

### 2 各職場等で、1に加えて行う訓練の例

- ・従業員の状態を確認する方法について再確認する。
- ・工場設備を安全に停止させる方法について再確認する。
- ・災害時の行動を申し合わせる。

### 3 各地域等で、1に加えて行う訓練の例

- ・地域の福祉社会館や公園に集合し、安否確認を行う。
- ・地域住民で集まって、付近の津波等一時避難場所まで歩いて行ってみる。
- ・地域住民で、地域の危険箇所を確認する。

いずれにしても、無理のない範囲で、誰もが参加できるような簡単なことをから実行してみてください。

訓練の詳細について、今後尼崎市のホームページや訓練のツイッター([http://twitter.com/ama\\_hajimail](http://twitter.com/ama_hajimail))を使って情報発信を行っていきます。

また、取り組みについてのご意見も募集します。

eメール(ama-hajimail@city.amagasaki.hyogo.jp)で受け付けるほか、お持ちのtwitterアカウントから、「#はじメール」を付けてつぶやいてください。

## <津波等一時避難場所について>

津波等一時避難場所は、津波や洪水が発生したときに、市民の皆様の生命を守ることを目的として、公共施設のほか、民間の建物所有者にご協力をいただいて指定したものです。

津波時一時避難場所は学校等の「指定避難所」と異なり、津波警報等（洪水の場合の避難勧告及び避難指示を含む。）が発令されたときから解除されるまでの間、命を守るために一時的に避難する場所です。

したがいまして、次の事項にご注意ください。

(共通事項)

津波警報等が解除されたときには、速やかに退去してください。

あくまでも一時的な避難場所ですから、水・食料の提供は想定していません。

日頃から、最低限の水・食料等をご自身で準備しておいてください。

お近くの津波等一時避難場所の位置を確認しておいてください。指定した建物の入口近くには避難シールが貼ってあります。

(民間建物の場合)

共有スペースの一部をご好意でご提供いただいたものであり、所有者や居住者の方からの水・食料の提供やトイレの借用などは想定していません。

確認の際は、建物の位置、入口の確認にとどめ、内部に立ち入ることはご遠慮ください。